

- 提出期限間近になりますと、税務署の窓口が大変混雑いたしますので、申告書の提出はお早めにお願ひします。(大月税務署では土曜・日曜・祝日は執務を行っていません。)
- 所得税・消費税及び地方消費税の納税には、口座振替が便利です。是非ご利用をお勧めします。

所得税の申告と納税は、2月16日(水)～3月15日(火)です。

(還付申告は2月15日以前でも受け付けています。)

◇税務署では、確定申告書をご自分で正しく作成していただく「自書申告」を推進しています。申告書などの書き方の相談を行う「申告作成会場」を設けて記載方法のアドバイスをを行っていますので、ご利用ください。

※税務署へご来署の際には、次のものをご持参ください。前年の申告書・収支内訳書等の「控」や「印鑑」、「計算器具」及び「筆記具」など。

なお、駐車場が狭いので、確定申告期間中は自動車での来署はご遠慮ください。

◇申告の相談及び申告書の受け付けは平日の午後5時までですが、閉庁日(土曜・日曜・祝日)でも、申告書は郵送または税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。

なお、確定申告書の「控」に税務署の受付印の押印を希望する方は、「控」にも申告書と同様の内容を記載の上、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒を同封してください。

贈与税の申告と納税は、2月1日(火)～3月15日(火)です。

個人事業者の消費税の申告と納税は、3月31日(木)までです。

◇個人事業者の方で、平成16年分の消費税の申告が必要な方

◆基準期間(平成14年分)の課税売上高が、3,000万円を超えている方

◆課税事業者を選択されている方

(注) 納付税額がない方でも申告書の提出が必要です。

◎国税庁のホームページで確定申告書などの作成(検算)ができます。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で作成(入力)し、カラープリンターで印刷した所得税の確定申告書・決算書・収支内訳書・消費税の確定申告書は、そのまま税務署に提出することができます。

また、国税庁ホームページからは、税に関する質問にお答えする「タックスアンサー(税金相談)」にアクセスできますのでご利用ください。

タックスアンサーのURL【<http://www.taxanswer.nta.go.jp>】

2月23日は税理士記念日です。

東京地方税理士会大月支部では税理士記念日に合わせ、無料相談会を開催します。(譲渡・相続・贈与などの相談も受け付けます。)

日時 2月23日(水) 午前10時～午後3時

場所 東京地方税理士会大月支部事務局
(富士吉田市下吉田503 ダイケンビル2階)

問合せ ☎0555(22)8481

◎国税電子申告・納税システム(e-Tax)のご案内

国税の申告や納税が、税務署に行かなくても、自宅やオフィスでできる、便利でうれしいサービスです。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを利用して、電子申告データを作成・送信することができます。

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

ヘルプデスク 0570-015901

平日夜間・休日に年金相談を実施します。

相談窓口の混雑解消、平日の昼間に相談できない方への相談の機会を拡充するため、平日の夜間および休日に年金相談を実施します。

毎週月曜日の時間延長

毎週月曜日は、年金相談の受付時間を午後7時まで延長します。

実施日 2月7・14・21・3月7・14・22・28日

※月曜日が祝日の場合は、火曜日となります。

※システムの都合により、2月28日(月)は時間延長を行いません。

休日の年金相談の実施

土曜日・日曜日に社会保険事務所で年金相談窓口を開設します。

実施日 2月19日・20日・3月12日・13日

受付時間は午前9時30分から午後4時までです。

*口座振替(当月引き落とし)をご利用の方のみ国民年金保険料が割引になります。(平成17年4月分から)

現在、口座振替では保険料は翌月に引き落とされます。(例：4月分保険料→5月末日引き落とし)

しかし、平成17年4月から口座振替により当月引き落とし(例：4月分→4月末日引き落とし)にすると保険料が40円割引になります。ぜひ、国民年金保険料の納付には口座振替をご利用ください。

注意 現在、口座振替をご利用の方については当月引き落としでないため、変更手続きが必要になります。

遅くとも3月15日までに手続きを!

問合せ 山梨社会保険事務局大月事務所 ☎(22)3811

大月社会保険事務所からのお知らせ